成　城　大　学　学　則

昭和２５年２月２０日　制定
（文部大臣認可）

第１章　総　　則

第１条　本大学は成城学園創業の精神に則り個性の暢達を主眼として広く専門の学芸を研究教授し、広角の視野と高度の教養を具えかつ、豊かな個性を持つ社会の先導者を育成すると共に、文化の発展に貢献することを目的とする。

２　本大学各学部の人材育成上の目的は次のとおりとする。

(1) 経済学部は、経済社会における諸現象を理論的・実証的に把握し、変貌する現実社会に対する洞察力と判断力を養うとともに、事業経営など種々の環境において必要な識見と実践能力を具えた人材を育成することを目的とする。

(2) 文芸学部は、人間の文化的営為に関する多角的な研究・考察を通じて、豊かな教養、柔軟な思考力、広い視野を修得させ、かつ、それらを基盤にした知的創造性に富み、それをもって社会に貢献しうる人材を育成することを目的とする。

(3) 法学部は、法的なものの見方・考え方を身につけることをめざし、現代の法律学を体系的に学ぶことによって、深い理解力、確かな判断力、豊かな想像力をもった人材を育成することを目的とする。

(4) 社会イノベーション学部は、社会に持続した発展をもたらす人間の創造活動であるイノベーションを学問横断的に把握し、社会に対する理解力と創造的な能力、問題発見・解決能力を涵養して、社会に有為な人材を育成することを目的とする。

３　本大学各学科の人材育成の目的は別表６のとおりとする。

第２条　本大学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本大学における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

２　自己点検・評価の項目、実施に関する組織及び運営等については別に定める。

第３条　本大学は、成城大学と称する。

２　本大学は、東京都世田谷区成城６丁目１番20号に置く。

第２章　学部、学科組織、収容定員及び修業年限

第４条　本大学に次の学部及び学科を置き、その収容定員は次のとおりとする。

（学部）	（学科）	（入学定員）	（収容定員）
経済学部	経済学科	180 名	720 名
	経営学科	180 名	720 名
文芸学部	文化史学科	60 名	240 名
	国文学科	60 名	240 名
	英文学科	75 名	300 名
	芸術学科	60 名	240 名
	マスコミュニケーション学科	60 名	240 名

	ヨーロッパ文化学科	60 名	240 名
法学部	法律学科	240 名	960 名
社会イノベーション学部	政策イノベーション学科	120 名	480 名
	心理社会学科	120 名	480 名

第５条　本大学の修業年限は、４年とする。ただし、本大学の各学部の教授会が認めるときは、3 年とすることができる。

２　在学年数は、８年を超えることができない。

第６条　本大学に大学院を置く。

２　大学院の学則は、別に定める。

第３章　教　　職　　員

第７条　本大学に学長、教授、准教授、講師、助教及び事務職員その他を置く。

第８条　本大学に名誉教授を置くことができる。

２　名誉教授に関する規則は、別に定める。

第４章　教授会及び評議会

第９条　本大学に重要な事項を審議するために評議会を、また各学部に教授会を置く。

２　評議会は、次の各号に掲げる評議員をもって組織する。

(1) 学長

(2) 各学部長

(3) 大学院各研究科長

(4) 各学部ごとに選出する専任教授　各３名

３　評議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 学則その他重要な規則の制定改廃に関する事項

(2) 学部及び学科、大学院研究科及び専攻並びに附属研究機関の新設改廃に関する事項

(3) 教員人事の基準に関する事項

(4) 学生定員に関する事項

(5) 学生の厚生補導及びその身分に関する重要事項

(6) 大学予算に関する事項

(7) その他大学運営に関する重要事項

(8) 学園理事長及び学園長の諮問事項

４　教授会は、各学部の専任の教授をもって組織する。

ただし、必要に応じ学部所属の専任の准教授、講師及び助教を加えることができる。

５　教授会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 人事に関する事項

(2) 学生の入学、修業、休学、復学、退学、除籍、復籍、転学部、転学科、卒業及び賞罰に関する事項

(3) 学科課程並びに担任者に関する事項

(4) 学科目の履修方法、聴講に関する事項

(5) 学長より諮問された事項
(6) その他当該学部の教育、研究及び運営に関する重要事項
６　評議会及び教授会の規則は、別に定める。

第５章　学年、学期、休業日及び授業期間

第10条　本大学の学年は、４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。
第11条　学年は、分けて次の２期とする。
(1) 前期　４月１日から９月20日まで
(2) 後期　９月21日から翌年３月31日まで
第12条　本大学における授業を行わない日（以下「休業日」という。）を次のとおり定める。
(1) 日曜日
(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178 号）に規定する休日
(3) 創立記念日　５月５日
(4) 春季休業　３月11日から４月４日まで
(5) 夏季休業　８月１日から９月20日まで
(6) 冬季休業　12月25日から翌年１月６日まで
２　前項の規定にかかわらず、学長は、必要に応じて、臨時に休業日を変更し又は設け若しくは取り止めることができる。
第13条　１年間の授業を行う期間は、定期試験期間その他の期間を含めて、35週にわたることを原則とする。

第６章　教育課程

第14条　本大学各学部において開設する授業科目及び単位数は、別表１のとおりとする。
第15条　削除
第16条　学生は、毎学年の始めに当該学年において履修する授業科目を登録しなければならない。
２　学生は、前項により登録した授業科目以外を履修し、また単位を修得することはできない。
第17条　各授業科目の単位数は、１単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。
(1) 講義については、15時間の授業をもって１単位とする。
(2) 演習については、15時間の授業をもって１単位とする。ただし、授業科目により30時間の授業をもって１単位とすることができる。
(3) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって１単位とする。
第18条　学生は、本大学を卒業するためには、４年以上在学し、かつ、その所属する学部に応じ、次の各号に定める単位を修得しなければならない。ただし、所属する学部の教授会が、卒業の要件として定める単位を優秀な成績で修得したと認めるときには、3 年以上在学した者に、卒業を認めることができる。
(1) 経済学部

基礎科目	基礎科目Ａ群	英語	８単位

		第二外国語	６単位
	基礎科目Ｂ群	経済学科	４単位
		経営学科	８単位
専門科目	ゼミナール		１２単位
	専門基礎科目Ａ群	経済学科	６単位
		経営学科	４単位
	専門基礎科目Ｂ群		８単位
	専門選択科目	経済学科	３４単位
		経営学科	３２単位
自由設計科目			４６単位
卒業要件単位数合計		経済学科	１２４単位
		経営学科	１２４単位

(2) 文芸学部

イ　共通科目

必修科目		４単位
選択科目	全学共通教養科目	１６単位
	外国語科目	
	主外国語	８単位
	（ヨーロッパ文化学科においては	１６単位）
	副外国語	６単位

ロ　学科科目

必修科目	国文学科	２４単位
	英文学科	２８単位
	芸術学科	２６単位
	文化史学科	２４単位
	マスコミュニケーション学科	２０単位
	ヨーロッパ文化学科	２６単位
選択科目		
演　習	国文学科	１２単位
	英文学科	２０単位
	芸術学科	１２単位
	文化史学科	１０単位
	マスコミュニケーション学科	２単位
	ヨーロッパ文化学科	１６単位
講　義	国文学科	２４単位
	英文学科	１６単位
	芸術学科	２０単位
	文化史学科	２８単位
	マスコミュニケーション学科	３６単位

ヨーロッパ文化学科　　１２単位

ハ　共通科目中の選択科目及び自由科目（自由科目については４単位を限度とする）並びに全学科の学科科目について、各学科で指定する限度で、イ及びロに定める単位数を超えて授業科目を履修することにより修得する単位。

国文学科	３０単位
英文学科	３０単位
芸術学科	３２単位
文化史学科	３２単位
マスコミュニケーション学科	３２単位
ヨーロッパ文化学科	２８単位

卒業要件単位数合計

国文学科	１２４単位
英文学科	１２８単位
芸術学科	１２４単位
文化史学科	１２８単位
マスコミュニケーション学科	１２４単位
ヨーロッパ文化学科	１２４単位

(3) 法学部

基礎部門

教養科目	１２単位
外国語科目	
必修英語	２単位
必修独語又は仏語	４単位
選択必修英語、独語、仏語	８単位
他に、教養科目及び選択必修英語、独語、仏語並びに特別外国語、キャリアデザイン科目、体育実技科目の中から任意に選択した科目	４単位
卒業要件単位数　　合計	３０単位

専門部門

必修科目	４０単位
選択必修科目	２０単位
自由選択科目	４０単位
卒業要件単位数　　合計	１００単位

卒業要件総単位数　　総計　１３０単位

(4) 社会イノベーション学部

外国語科目	必修	１２単位
	選択必修	１単位

基礎科目	必修	８単位
	選択Ａ	１２単位
	選択Ｂ	４単位
	選択Ｃ	４単位
専門科目	必修	１６単位
	選択Ａ	３２単位
	選択Ｂ	１４単位
総合教養科目		１２単位
学部共通科目		６単位
一般共通科目		４単位

卒業要件単位数合計	政策イノベーション学科	１２５単位
	心理社会学科	１２５単位

第７章　教職及び学芸員

第19条　教育職員免許状を得ようとする者は、第18条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。

２　本大学において開設する教職に関する科目及び単位数は、別表２のとおりとする。

３　本大学の各学部学科において取得できる免許状の種類及び教科は、別表３のとおりとする。

第20条　学芸員の資格を得ようとする者は、第18条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、博物館法及び同法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。

２　本大学において開設する学芸員に関する科目及び単位数は、別表４のとおりとする。

第８章　学習の評価

第21条　各授業科目の履修を修了した者には、認定のうえ単位を与える。

２　授業科目修了の認定の方法は、平素の成績及び筆記試験又は論文による。ただし、実技、実習、演習などは、平素の成績によって認定することができる。

第22条　試験等の時期は、原則として学期末又は学年末とする。ただし、各授業科目の担当者が必要と認めたときは、臨時に行うことができる。

第23条　当該授業科目について、出席すべき時間数の３分の１以上欠席した者は、当該授業科目修了の認定を受けることができない。

２　授業料その他の校納金未納の者は、授業科目修了の認定を受けることができない。

３　筆記試験で不正行為を行った者は、当該学期に履修する授業科目について、授業科目修了の認定を受けることができない。

第24条　病気等止むを得ない事情により、試験等を受けることができなかった者に対しては、教授会の議を経て、追試験を行うことがある。

第25条　授業科目の評価は優、良、可及び不可の４段階に区別して表示し、不可は、未修了とする。

第26条　他の大学又は、これと同等以上の学校から転学した学生に対しては、教授会の議に諮り、特定

授業科目の履修を免除することができる。この場合学力の検定を行うことがある。

第９章　卒業及び学位

第27条　本大学に 4 年以上在学し、所属する学部の教授会が、第 18 条に規定する単位を修得し、かつ、卒業と認定した者に、学士の学位を授与する。ただし、他の大学に在学した年数は、これを通算する。

２　本大学に 3 年以上在学し、所属する学部の教授会が、第 18 条に規定する単位を優秀な成績で修得し、かつ、卒業と認定した者には、前項の規定にかかわらず、学士の学位を授与することができる。ただし、他の大学に在学した年数は、これを通算する。

第28条　学士の学位には、次の通り専攻分野を附記する。

学士（経済学）

学士（文　学）

学士（法　学）

学士（社会イノベーション学）

第１０章　入学、退学、転学及び休学

第29条　入学の時期は、原則として学年の始めとする。

第30条　本大学に入学の資格を有する者は、次のとおりである。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)

(3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者、又はこれに準ずるもので文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程(修業年限が３年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17 年文部科学省令第１号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(8) 本大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、１８歳に達した者

(9) 高等学校に２年以上在学した者又はこれに準ずる者であって、本大学の定める分野において特に優れた資質があると認めた者

第31条　本大学に入学を志願する者は、本大学所定の書類に別表５の入学検定料を添えて提出しなければならない。

２　提出の時期、方法、同時に提出すべき書類等については、別に定める。

第32条　入学は、検定によって、許否を決定する。

２　検定の方法は、別に定める。

第33条　本大学を退学した者が再入学を希望するときは、教授会において選考のうえ、入学を許可することがある。
２　この場合、退学前に修得した単位については、教授会の議を経て、すでに修得したものとして認めることができる。
第34条　本大学及び他大学を卒業し、学士の称号を有する者が、本大学に学士入学を希望するときは、教授会において選考のうえ、入学を許可することがある。
２　学士入学の場合の入学検定料は、別表５のとおりとし、その他必要な手続きは、別に定める。
第35条　本大学に転学を希望する者があるときは、教授会において選考のうえ、入学を許可することがある。
２　転学の場合の入学検定料は別表５のとおりとし、その他必要な手続きは、別に定める。
第36条　本大学に入学を許可された者は、指定の期間内に、入学金その他の校納金及び本大学の指定する書類を提出しなければならない。
２　前項の手続きを怠った者には、入学許可を取り消すことがある。
第37条　病気その他の事由によって退学しようとする者は、保証人連署のうえ、学長に願い出なければならない。病気を理由とする退学願には、医師の診断書を添えなければならない。
第38条　転学部、転学科は、学年の始めに限り選考のうえこれを許可することができる。
第39条　他の大学へ入学又は転学を希望する者は、保証人連署のうえ、学長に願い出、その許可を得なければならない。
第40条　病気その他やむを得ない事由により引続き３ヶ月以上修学することができず、休学しようとする者は、保証人連署のうえ、学長に願い出てその許可を得なければならない。病気を理由とする休学の願には、医師の診断書を添えなければならない。
第41条　休学の期間は当該学年を超えることができない。ただし、特別の事由がある者については更に１年以内の休学を許可することがある。
２　休学の期間は、通算して４年を超えることができない。
３　休学の期間は、在学年数に算入しない。
第42条　休学期間満了のとき、又は休学期間中であってもその事由が消滅したときは学長の許可を得て、復学することができる。
第43条　次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍することができる。
(1) 第５条第２項に規定する在学年限を超えた者
(2) 死亡又は行方不明の者
(3) 授業料その他校納金を督促しても納入しない者

第１１章　入学金、授業料及びその他の校納金

第44条　本大学に入学を許可された者は、別表５に掲げる入学金、授業料及びその他の校納金を納入しなければならない。
２　前項の納入金の納入時期、納入方法等必要な事項は、別に定める。
第45条　本大学の学生は、別表５に掲げる授業料及びその他の校納金を納入しなければならない。
２　前項の納入金の納入時期、納入方法等必要な事項は、別に定める。
第46条　退学もしくは転学をした者、除籍された者、退学を命じられた者及び停学中の者は、当該年度の授業料その他の校納金を納入しなければならない。

２　休学中の者は、当該年度の授業料及びその他の校納金を納入しなければならない。ただし、休学の期間が学期の全期間にわたる場合にはその学期について納入すべき授業料を免除することがある。

第47条　入学金、施設費、授業料のほか、実験、実習費その他教育に必要な費用を徴収することができる。

２　前項に規定する納入金の種類、金額、納入に必要な手続等については、別に定める。

第48条　学生は、在学中に授業料その他の納付金に変更があった場合には、新たに定められた金額を納付しなければならない。

第49条　既納の校納金等は返付しない。ただし、特別の事由がある場合は、この限りではない。

第１２章　特待生制度

第50条　人物、学業共に優秀な学生であると認めるときは、選考のうえ、特待生として、授業料の全部又は一部を免除することができる。

第１３章　賞　　罰

第51条　人物、学業が優秀な学生又は特に推奨すべき行為のあった学生は、これを表彰する。

第52条　学生にして、本大学の規則もしくは命令に背き、又は学生の本分に反する行為があるときは、教授会の議を経て、学長が、懲戒を加える。

２　懲戒は譴責、停学及び退学とする。

第53条　前条の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者

(4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第１４章　委託生、聴講生、科目等履修生及び留学生

第54条　官庁その他の団体の所属員で、当該官庁その他の団体からの委託に基づき本大学において研修することを希望する者（以下この条において「委託生」という。）があるときは、審査のうえ、これを許可することができる。

２　委託生について必要な事項は、別に定める。

第55条　本大学の学生以外の者で、本大学の開設する特定の授業科目の聴講を希望する者（以下この条において「聴講生」という。）があるときは、審査のうえ、これを許可することができる。

２　本大学の学生以外の者で、本大学の開設する特定の授業科目を履修し単位を修得することを希望する者（以下この条において「科目等履修生」という。）があるときは、審査のうえ、これを許可することができる。

３　聴講生及び科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

第56条　外国人で、本大学に留学することを希望する者（以下この条において「外国人留学生」という。）があるときは、審査のうえ、これを許可することができる。

２　外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

第56条の２　本大学の学生で外国における留学を希望する者については、別に定める。

第１５章　図書館、メディアネットワークセンター及び研究室

第57条　本大学に図書その他の文献及び研究資料を蒐集保管し、教職員及び学生の閲覧に供するため図書館を置く。

２　図書館に関する規則は、別に定める。

第58条　本大学に、本大学のコンピュータ、情報ネットワーク及びマルチメディア設備を管理運用することにより、本大学の教育、研究及び事務の業務に供するためメディアネットワークセンターを置く。

２　メディアネットワークセンターに関する規則は、別に定める。

第59条　各学部に学術研究の便益を図るため研究室を設ける。

２　研究室に関する規則は、別に定める。

第１６章　教育施設

第60条　本大学に共通教育研究センターを置く。

２　前項に定めるセンターに関する規則は、別に定める。

第１７章　研究施設

第61条　本大学に次の研究所及び研究機構を置く。

(1) 民俗学研究所

(2) 経済研究所

(3) 研究機構

２　前項各号に定める研究所及び研究機構に関する規則は、別に定める。

第１８章　厚生保健施設

第62条　教職員及び学生は、別に定める規則に従って、次の施設を利用することができる。

(1) 医療保健施設及び医療室

(2) 山岳施設

(3) 海水浴施設

第１９章　学則の改正

第63条　この学則の改正は、教授会及び評議会の議を経て、これを行う。

附　　則

この学則は、昭和25年４月１日から施行する。

附　　則

この学則は、昭和29年４月１日から施行する。

附　　則

この学則は、昭和39年４月１日から施行する。

附　　則

この学則は、昭和48年４月１日から施行する。

附　　則

この学則は、昭和49年４月１日から施行する。

附　　則

この学則は、昭和50年９月１日から施行する。

附　　則

１　この学則は、昭和51年４月１日から施行する。

２　昭和50年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

附　　則

この学則は、昭和52年４月１日から施行する。

附　　則

１　別表５の学則は、昭和55年１月１日から施行し、昭和 55 年度入学者にかかる入学検定料から適用する。

２　その余の学則は、昭和55年４月１日から施行する。

昭和54年度以前の入学者については、なお改正前の学則の定めるところによる。

附　　則

１　この学則は、昭和56年２月１日から施行し、昭和56年度入学者にかかる入学金、授業料から適用する。

２　昭和56年３月31日に在学する者にかかる授業料の額は、改正学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　　則

１　この学則は、昭和57年４月１日から施行する。

２　別表５について、昭和56年度以前の入学者は、なお改正前の学則の定めるところによる。

附　　則

１　この学則は、昭和58年４月１日から施行し、昭和58年度入学に係る者から適用する。

2　昭和57年度以前の入学者については、なお改正前の学則の定めるところによる。

附　　則

1　この学則は、昭和59年４月１日から施行し、昭和59年度入学に係る者から適用する。
2　昭和58年度以前の入学者については、なお改正前の学則の定めるところによる。

附　　則

1　この学則は、昭和60年４月１日から施行する。
2　この学則改正中、別表５については、昭和60年度入学に係る者から適用する。ただし、昭和59年度以前の入学者については、なお改正前の学則の定めるところによる。

附　　則

1　この学則は、昭和61年４月１日から施行する。
2　この学則改正中、別表５については、昭和61年度入学に係る者から適用する。ただし、昭和60年度以前の入学者については、なお改正前の学則の定めるところによる。

附　　則

1　この学則は、昭和62年４月１日から施行する。
2　この学則改正中、別表５については、昭和62年度入学に係る者から適用する。ただし、昭和61年度以前の入学者については、なお改正前の学則の定めるところによる。

附　　則

1　この学則は、昭和63年４月１日から施行する。
2　この学則改正中、別表５については、昭和63年度入学に係る者から適用する。ただし、昭和62年度以前の入学者については、なお改正前の学則の定めるところによる。

附　　則

1　この学則は、平成元年４月１日から施行する。
2　この学則改正中、別表５については、平成元年度の入学者から適用し、昭和63年度以前の入学者の校納金については、なお従前の例による。

附　　則

1　この学則は、平成２年４月１日から施行する。
2　平成元年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。
3　学則第４条の規定にかかわらず、平成２年度から平成10年度の期間の入学定員は次のとおりとする。

（学部）	（学科）	（入学定員）
経済学部	経済学科	180 名
	経営学科	180 名
文芸学部	文化史学科	60 名
	国文学科	60 名

	英文学科	75 名
	芸術学科	60 名
	マスコミュニケーション学科	60 名
	ヨーロッパ文化学科	60 名
法学部	法律学科	240 名

附　　則

１　この学則は、平成４年３月20日から施行する。

附　　則

１　この学則は、平成５年４月１日から施行する。

２　この学則改正中、別表５については平成５年度の入学者から適用する。

ただし、平成４年度以前の入学者については、改正前の学則の定めによる。

附　　則

この学則は、平成６年４月１日から施行する。

ただし、平成５年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附　　則

この学則は、平成７年４月１日から施行する。

ただし、平成６年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附　　則

この学則は、平成８年４月１日から施行する。

ただし、平成７年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附　　則

１　この学則は、平成９年４月１日から施行する。

ただし、平成８年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

２　前項の規定にかかわらず、この学則別表４は平成８年度以前の入学者にも適用する。

附　　則

この学則は、平成10年４月１日から施行する。

ただし、平成９年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附　　則

１　この学則は、平成11年４月１日から施行する。

２　平成10年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

３　学則第４条の規定にかかわらず、平成11年度の入学定員は次のとおりとする。

（学部）	（学科）	（入学定員）

経済学部	経済学科	180 名
	経営学科	180 名
文芸学部	文化史学科	60 名
	国文学科	60 名
	英文学科	75 名
	芸術学科	60 名
	マスコミュニケーション学科	60 名
	ヨーロッパ文化学科	60 名
法学部	法律学科	240 名

附　　則

1　この学則は、平成12年４月１日から施行する。

2　平成11年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

3　学則第４条の規定にかかわらず、平成12年度の入学定員は次のとおりとする。

（学部）	（学科）	（入学定員）
経済学部	経済学科	177 名
	経営学科	177 名
文芸学部	文化史学科	59 名
	国文学科	59 名
	英文学科	72 名
	芸術学科	59 名
	マスコミュニケーション学科	59 名
	ヨーロッパ文化学科	59 名
法学部	法律学科	236 名

附　　則

1　この学則は、平成13年４月１日から施行する。

2　平成12年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

3　学則第４条の規定にかかわらず、平成13年度の入学定員は次のとおりとする。

（学部）	（学科）	（入学定員）
経済学部	経済学科	174 名
	経営学科	174 名
文芸学部	文化史学科	58 名
	国文学科	58 名
	英文学科	69 名
	芸術学科	58 名
	マスコミュニケーション学科	58 名
	ヨーロッパ文化学科	58 名
法学部	法律学科	232 名

附　　則

1　この学則は、平成14年４月１日から施行する。
2　平成13年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。
3　学則第４条の規定にかかわらず、平成14年度の入学定員は次のとおりとする。

（学部）	（学科）	（入学定員）
経済学部	経済学科	171 名
	経営学科	171 名
文芸学部	文化史学科	57 名
	国文学科	57 名
	英文学科	67 名
	芸術学科	57 名
	マスコミュニケーション学科	57 名
	ヨーロッパ文化学科	57 名
法学部	法律学科	228 名

附　　則

1　この学則は、平成15年４月１日から施行する。
2　平成14年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。
3　学則第４条の規定にかかわらず、平成15年度の入学定員は次のとおりとする。

（学部）	（学科）	（入学定員）
経済学部	経済学科	168 名
	経営学科	168 名
文芸学部	文化史学科	56 名
	国文学科	56 名
	英文学科	64 名
	芸術学科	56 名
	マスコミュニケーション学科	56 名
	ヨーロッパ文化学科	56 名
法学部	法律学科	224 名

附　　則

この学則は、平成15年９月19日から施行する。

附　　則

1　この学則は、平成16年４月１日から施行する。
2　平成15年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。
3　学則第４条の規定にかかわらず、平成16年度の入学定員は次のとおりとする。

（学部）	（学科）	（入学定員）
経済学部	経済学科	165 名
	経営学科	165 名
文芸学部	文化史学科	55 名
	国文学科	55 名

	英文学科	62 名
	芸術学科	55 名
	マスコミュニケーション学科	55 名
	ヨーロッパ文化学科	55 名
法学部	法律学科	220 名

附　　則

1　この学則は、平成17年４月１日から施行する。

2　平成16年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

3　前条の規定にかかわらず、この学則第11条及び第12条の規定は、平成16年度以前の入学者についても適用する。

附　　則

この学則は、平成17年10月１日から施行する。

附　　則

1　この学則は、平成18年４月１日から施行する。

2　平成17年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

附　　則

1　この学則は、平成 19 年４月１日から施行する。

2　平成 18 年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

附　　則

1　この学則は、平成 19 年 10 月 30 日から施行する。

附　　則

1　この学則は、平成 20 年４月１日から施行する。

2　平成 19 年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附　　則

1　この学則は、平成 21 年４月１日から施行する。

2　平成 20 年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附　　則

1　この学則は、平成 22 年４月１日から施行する。

2　平成 21 年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附　　則

1　この学則は、平成 23 年４月１日から施行する。

2　平成 22 年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附　　則

1　平成 23 年 10 月 4 日改正の第 61 条については、平成 23 年４月１日から施行する。

附　　則

1　この学則は、平成 24 年４月１日から施行する。

2　平成 23 年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

3　前条の規定にかかわらず、この学則第 1 条、第 11 条、第 12 条、第 23 条及び第 46 条の規定は、平成 23 年度以前の入学者についても適用する。

別表１　授業科目及び単位数（省略）

別表２　教職に関する科目及び単位数（経済学部・文芸学部・法学部）

授　業　科　目	必修単位	選択必修単位	選択単位	計
教育原論Ⅰ	2			2
教育原論Ⅱ	2			2
教師論	2			2
教育史	2			2
教育心理学		2		2
青年心理学		2		2
特別活動の研究	2			2
教育方法学	2			2
道徳教育の研究	2			2
生徒指導の研究	4			4
国語科教育法Ａ 国語科教育法Ｂ	4			4
英語科教育法Ａ 英語科教育法Ｂ	4			4
社会科教育法Ａ 社会科教育法Ｂ	4			4
地理歴史科教育法	4			4
公民科教育法	4			4
商業科教育法	4			4
独語科教育法Ａ 独語科教育法Ｂ	4			4
仏語科教育法Ａ 仏語科教育法Ｂ	4			4
国語科教育実習	３又は５			３又は５
英語科教育実習	３又は５			３又は５
社会系教育実習	３又は５			３又は５
独語科教育実習	３又は５			３又は５
仏語科教育実習	３又は５			３又は５
教職実践演習（中・高）	2			2

教育実習は、実習期間により３単位又は５単位となる。

別表３　教員免許状の種類及び教科

学　部	学　　科	免許状の種類	免許教科
経済学部	経　済　学　科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社　会 地理歴史 公　民
	経　営　学　科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社　会 地理歴史 公　民 商　業
文芸学部	国　文　学　科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	国　語 国　語
	英　文　学　科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	英　語 英　語
	文化史学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社　会 地理歴史 公　民
	ヨーロッパ文化学科	中学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	ドイツ語 フランス語 ドイツ語 フランス語
法学部	法　律　学　科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社　会 地理歴史 公　民

別表４　学芸員に関する科目及び単位数（文芸学部）

授業科目	必修単位	選択必修単位	計
生涯学習概論	2		2
博物館概論	2		2
博物館各論Ⅰ	4		4
博物館各論Ⅱ	4		4
博物館実習（美術史）		3	3
博物館実習（民俗学）		3	3
博物館実習（考古学）		3	3
博物館情報・メディア論	2		2
博物館教育論	2		2

別表５　入学検定料及び校納金

入学検定料　　３５,０００円

校納金

１　入学者

種目	年額	納入時
入学金	３００,０００円	入学年度のみ
授業料	７８０,０００円	
施設費	２００,０００円	
学習図書整備費	１０,０００円	

２　在学者

種目	年額
授業料	７８０,０００円
施設費	２００,０００円
学習図書整備費	１０,０００円

平成８年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

平成１６年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

別表６　各学科の人材育成の目的

学　部	学　科	人材育成の目的
経済学部	経済学科	経済学科は、経済社会における諸現象を、理論、歴史および社会の幅広い視点から把握・分析する力を持った人材を育成する。また、経済社会が抱える問題に対して自ら課題を発見し解決する能力を持ち、提案および発信能力を身につけたグローバルに活躍する人材を育成する。
	経営学科	経営学科は、経済社会ならびに企業経営における諸現象を、経営学に関わる学際的専門領域の幅広い視点から把握・分析する力を持った人材を育成する。また、産業社会が抱える問題に対して自ら課題を発見し解決する能力を持ち、提案および発信能力を身につけたグローバルに活躍する人材を育成する。
文芸学部	国文学科	国文学科では、国の文（あや）の学という名のもとに、文学作品のみならず、あらゆる日本語の表現を対象として広く、かつ深く学ぶ。古代から現代までの国語・国文学および漢文学という国文学の基本を、言葉に対する知的・感覚的習練とともに修めることで、わが国の言語・文学、さらには文化全体を的確に理解し、その識見を生かして社会に貢献しうる人材の育成を目的とする。
	英文学科	英文学科は、英語文学、英語学、英語文化に関する理論的・実証的研究を通して、専門的知識、分析力、高いコミュニケーション能力を身につけることにより、英語を用いて多様化する現代社会の発展に貢献しうる、国際的教養および視野をもった人材を育成することを目的とする。
	芸術学科	芸術学科は、芸術各分野と美に関する理論的・歴史的研究を通して、豊かな感性と優れた知性を育み、芸術的創造や研究・啓発活動、文化財の保存・公開事業等に参画しうる人材、あるいは芸術と美への深い共感と理解によって、社会や文化の発展に貢献しうる人材の育成を目的とする。
	文化史学科	文化史学科は、日本内外の社会・文化事象の成り立ちを、日本史学・日本民俗学・文化人類学を中心として理論的かつ実証的に研究するとともに、実践的な活動を通して、創造的な社会や文化を構想・提起する能力を持つ有為の人材の育成を目的とする。
	マスコミュニケーション学科	マスコミュニケーション学科は、現代のメディアとコミュニケーションに関する理論的・経験的研究を通して、科学的で批判的な知性を育み、現代社会への洞察力に満ちた理解によって市民社会の発展に貢献しうる人材の育成を目的とする。とくに、報道・広告・広報活動、情報機器を介したコミュニケーション活動、社会調査、さらに、ヒューマンサービスのコミュニケーション的側面からの支援活動などにおいて活躍しうる人材を育てる。
	ヨーロッパ文化学科	ヨーロッパ文化学科では、ヨーロッパの言語、とりわけドイツ語・フランス語を基礎に、哲学・歴史・文学・芸術など多分野にわたるヨーロッパの文化に関する理論的・実証的研究を通して、広い視野をもち、国際化の時代を生きるために不可欠な教養と高邁な理念とを備えた、有為な人材を育成することを目的とする。
法学部	法律学科	法律学科は、法的なものの見方・考え方を身につけることをめざし、現代の法律学を体系的に学ぶことによって、深い理解力、確かな判断力、豊かな想像力をもった人材を育成することを目的とする。
社会イノベーション学部	政策イノベーション学科	政策イノベーション学科は、社会に持続可能な発展をもたらすイノベーションの創出・推進について学問横断的に理解し、社会に貢献する意欲をもって、自らそれらに関連する問題を発見・設定・解決し、その成果を論理的な日本語表現そして実践的な英語コミュニケーションを行う能力を活用して伝達することができる人材を育成することを目的とする。
	心理社会学科	心理社会学科は、社会に持続可能な発展をもたらすイノベーションの普及・受容およびそのようなイノベーションの社会や文化への影響について学問横断的に理解し、社会に貢献する意欲をもって、自らそれらに関連する問題を発見・設定・解決し、その成果を論理的な日本語表現そして実践的な英語コミュニケーションを行う能力を活用して伝達することができる人材を育成することを目的とする。